

御嵩町の移住支援制度のご案内



東京圏からの移住支援金

【条件】

- ・東京23区内に5年以上居住さらに通勤していた方が御嵩町に移住し、(5年間継続)御嵩町内の企業に就職する等就業等の条件を満たした場合

【支給額】

単身 30万円
世帯 50万円

+

18歳未満の子ども1人につき100万円

清流の国ぎふ移住支援金

【条件】

- ・令和6年4月1日以降に岐阜県以外の都道府県の方が御嵩町へ移住。
- ・交付対象者の年齢が39歳以下
- ・5年以上御嵩町に継続して移住、地方で生活し、働くことを自らの意思で決定するなど就業等の要件を満たした場合

【支給額】

50万円

空き家改修補助

【条件】

- ・御嵩町空き家バンクに登録されている物件(補助対象工事着工前)
- ・補助対象者は18歳以上の町外からの転入者
- ・売買契約等の条件を満たす場合

【補助額】

◎補助対象工事等の総額に2分の1を乗じて得た額

岐阜県外からの転入
最大120万円
岐阜県内からの転入
最大90万円

空き家家財道具処分補助

【条件】

御嵩町空き家バンクに登録されている物件で家財道具の処分する場合

【補助額】

◎家財道具などの処理費用の2分の1以内の額(最大10万円)

御嵩町移住支援制度 問い合わせ

御嵩町役場企画課
企画調整係

〒505-0192

岐阜県可児郡御嵩町御嵩
1239-1



御嵩町の移住支援制度のご案内

該当者	制度名称	対象者・条件	支援内容
東京圏から移住された方	岐阜県東京圏からの移住支援事業における御嵩町移住支援金	以下①～④の要件すべてを満たす方 ①移住元・移住先要件 ②就職、テレワーク、関係人口、起業のいずれかに関する要件 ③(複数世帯のみ)世帯に関する要件 ④その他要件(滞納状況、暴力団等)	単身世帯 30万円 複数世帯 50万円 ※18歳未満の子ども1人につき100万円加算
東京圏以外の県外から移住された方	御嵩町清流の国ぎふ移住支援補助金	以下①～④の要件すべてを満たす方 ①39歳以下かつ2名以上の世帯 ②移住元・移住先要件 ③就職、起業のいずれかに関する要件 ④その他要件(滞納状況、暴力団等)	50万円
空き家を売買・賃借したい方	御嵩町空き家バンク支援制度	①御嵩町内の物件について売買を行いたい方	御嵩町空き家バンクへの登録
空き家バンク登録物件を買う・借りてリノベーションしたい方	御嵩町空き家改修費補助	①御嵩町空き家バンクに登録されている物件の改修 ②18歳以上の町外からの転入者	補助対象工事等の1/2 県外からの転入120万円上限 県内からの転入90万円上限
空き家バンク登録物件の片付けをしたい方	御嵩町空き家家財道具処分費補助	①御嵩町空き家バンクに登録されている物件 ②タンスや仏壇等の家財道具の処分	家財道具などの処理費用の2分の1以内の額(最大10万円)